

高齢者福祉サービス あれこれどうぞ！



お気軽にご利用ください

問い合わせ 高齢福祉課tel(8 6 6)2 0 9 5



旭南老人ディサービスセンターで

介護保険以外で利用できる、高齢者のみなさんのためのサービスをご紹介します。
おおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者や、高齢者だけの世帯などのかたで、援助を必要としているかたは、下記のサービスが利用できます。
各種サービスを取りそろえて、皆さまのご利用をお待ちしています。詳しいことはお気軽にお問い合わせください。

介護保険の要介護認定で、**非該当**となったかた

ホームヘルパーの派遣

老衰や病気などのために、調理洗濯、掃除などの家事のお手伝いが必要な場合に生活管理指導員（ヘルパー）を派遣します。

利用できる回数

1日1回で1週間に2回まで

利用料 (各1回につき)

- 1時間未満 208円
- 1時間～1時間30分未満 291円
- 1時間30分～2時間未満 374円

ショートステイ

一時的に養護が必要な場合に、短期間、養護老人ホームなどに宿泊できます。

利用できる回数

4月から翌年3月までの1年間に14日まで

利用料

1日381円(ほかに食事代1日780円)

デイサービス

デイサービスセンターで日常動作の訓練などを行います。

利用できる回数

1週間に2回まで

利用料

1回300円(ほかに食事・入浴を利用した場合は、各350円)

介護保険の要介護認定の有無にかかわらず利用できるもの

援助員の派遣

・外出の付き添い、食材の買い物、寝具類の日干し、庭の清掃、草取り
・窓拭き、家屋の簡単な修理など
・冬期間は宅地内の雪よせ(ただし、屋根の雪下ろしや除雪車が通った後の雪塊などは対象外)

利用できる回数

1日1回で2時間以内。1か月に2回まで(雪よせは1日1回1時間以内で1週間に1回)

利用料

- 1時間以内は120円
- 1時間～2時間以内は240円
- 雪よせは1回150円

ご自宅に食事を届けます

老衰や障害、病気などのために食事の調理が困難なために、食事を家庭に配達し、安否確認を行います。

利用できる回数

1日1回で1週間に3回まで(昼食または夕食のどちらか)

利用料

1回350円

安全対策の日常生活用具を給付

世帯の生計中心者が前年所得税非課税の世帯を対象に、必要なかに

相談無料!

お近くの在宅介護支援センターへお電話を!

在宅介護支援センター 相談窓口をご利用ください

在宅介護支援センターは、高齢者の介護などについての悩みや疑問を、何でも相談できる窓口です。センターは現在市内に21か所あり、無料で相談を受けています。お近くのセンターへ、気軽にお電話ください。

また、介護保険や公的な各種保健・福祉サービスを利用するための手続きの代行や調整、介護用品の紹介もしています。



秋田けやき会の在宅介護支援センター窓口

区域	施設名	住所	電話番号
北部	金寿園	下新城笠岡字川向28	(847)3270
	ニコニコ苑	下新城中野字琵琶沼138-1	(873)7158
	千秋苑	外旭川字神田592	(869)7800
	三楽園	飯島字堀川84-20	(857)3101
	土崎	土崎港中央四丁目4-30	(845)4123
	幸楽園	上新城中字片野4	(870)2226
中央	秋田市八橋	八橋南一丁目8-2	(866)1348
	秋田市川口	楢山登町10-46	(832)7506
	南通	中通六丁目14-18	(837)2502
	リンデンバウムいずみ	泉菅野二丁目17-11	(896)5850
東部	秋田市医師会	八橋南一丁目8-5	(896)7707
	大平荘	太平八田字藤の崎231-3	(838)2338
	光峰苑	添川字鶴木台65-3	(868)1444
	魁聖園	新藤田字治郎沢52-6	(884)1077
南部	桜の園	下北手梨平字登館8	(839)5977
	南寿園	上北手猿田字後谷地108-3	(829)0700
	秋田けやき会	御所野下堤五丁目1-5	(826)0651
西部	松寿会	浜田字陳ヶ原35-31	(828)7630
	新成園	浜田字元中村280-9	(828)0021
	ふれ愛の里	豊岩小山字中山216-27	(888)8201
秋田市中央	八橋南一丁目8-2	(883)1465	

火災警報器 自動消火器を給付します。

防火などの配慮が必要な場合に、電磁調理器を給付します。

(利用者負担額：世帯の生計中心者の前年所得税額により異なります)

緊急通報システムの貸し出し

緊急事態が発生した時にボタンを押すだけで、関係機関や協力員に救助を求めることができる装置をお貸しします。

また、「お元氣コール」により週1回、安否の確認を行います。

(利用者負担額：世帯の生計中心者の前年所得税額により異なります)

電話加入権の貸し出し

所得税非課税世帯に限り、電話加入権をお貸しします。

賃貸料

無料(毎月の電話料金は利用者負担)

車いすの貸し出し

歩行が困難な方の外出を支援するため、車いすをお貸しします。

利用できる期間

1回2週間まで。無料。



「ご存じですか？」

高齢者の生きがいづくりと社会参加のため、次のサービスを行っています。

いきいき長寿祝い品を贈呈します

年度内に傘寿(満80歳)、米寿(満88歳)、卒寿(満90歳)、白寿(満99歳)を迎えるかたに祝い品を贈呈します。(秋田市に住民登録をし、年度内に引き続き5年以上住むことが対象です)

なお、15年度の対象者へは、民生委員・児童委員が4月中にお届けしました。届いていないかたがおりましたらご連絡ください。

敬老会への支援

市内各地区の社会福祉協議会が主催する敬老会に補助します。

老人クラブの活動などへ支援

老人クラブ(50人以上)と市老人クラブ連合会の活動に補助します。また、市老人クラブ連合会で開催するスポーツ大会などにも補助します。

そのほかに、高齢者バス優遇乗車制度、老人いこいの家の利用など、いろいろなサービスがあります。どうぞご利用ください。